

# 加治木監督署だより 第36号

(文書内敬称等略)

令和6年2月



## I 建設業の皆様、4月1日より時間外労働の上限規制が適用になります。

労働時間は、そもそも1日8時間、1週40時間までが法で定められた労働時間となります。これを超えて労働させるには、36協定の締結を行い、監督署長へ届出する必要があります。この36協定の限度時間としては、原則、月45時間、年間360時間で、特別な事情がなければこれを超えることはできません。臨時的な特別な事情があり、労使の合意を得た場合（特別条項）でも、年720時間以内、時間外労働と休日労働の合計が、月100時間未満かつ2～6か月平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超えるのは年6回が限度、などの制限があります。ただし、建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、一部の規定が適用されません。詳細については、当署監督課までご相談ください。

## II 4月1日より化学物質管理者の選任が義務付けられます。

化学物質（リスクアセスメント対象物）を製造、取扱い、または譲渡提供する事業場においては、4月1日より化学物質管理者の選任が義務付けられます。雇い入れ時等教育の拡充をはじめ、保護具着用管理責任者の選任義務など、その他化学物質関係の法改正がありますので、詳細については、当署安全衛生課までご相談ください。

## III 労災保険の特徴について

労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷した場合、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰等を図るための事業も行っています。労災保険等に関するご相談は、当署労災課までお願いします。

## 加治木署管内労働災害発生状況

令和5年12月分まで 速報値（新型コロナウイルス感染症除く）

業種	年 死傷者数 (休業4日以上)	対前年増 減(同左)	死亡者数	対前年増 減(死亡)
全産業	279	+20	1	-1
製造業	55	+2	0	0
建設業	35	+3	1	-1
陸上貨物 運送事業	29	-1	0	0
第三次産業	138	+22	0	0
その他	22	-6	0	0

鹿児島県最低賃金  
(高校生等も含む)

時間額 897円

(令和5年10月6日から)

記事についてのお問合せは

加治木労働基準監督署へ  
始良市加治木町新富町98-6  
(加治木工業高校隣)

TEL 0995-63-2035